

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会（第3回）

議事要旨

議 題	<p>応募法人に対する面接審査（2法人） 指定候補者及び次点候補者の選定、審査総評のまとめ</p>
日 時	平成23年6月22日（水）9時30分から12時00分まで
開 催 場 所	関内駅前第二ビル6階 6G会議室
出 席 者	<p>【委員】 伊東委員、米倉委員、深澤委員、塩崎委員、上甲委員 【事務局】 森障害支援課長、古川係長、藤井係長、門倉職員、森職員、市川職員</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開
傍聴者（定員）	3名（5名）
議 事	<p>1 配布資料説明 事務局から、「採点表」及び採点方法について、各委員に説明した。</p> <p>2 応募法人（特定非営利活動法人ぱれっとの会）のプレゼンテーション及び委員からのヒアリング （主なヒアリング内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴見区の特殊性と生活支援センターのあり方をどのように把握しているのか。 ・ NPO法人として、抱えている問題点は何かあるのか。 ・ 財政規模が大きくなることへの体制づくりとして、何か行っていることはあるのか。 ・ アウトリーチ型活動を行うにあたって、どのようなことが大切なのか。 ・ 5年後、10年後、生活支援センターをどのようにしていくのか。 ・ 障害者の家族との交流は、どのように行っていくのか。 <p>2 応募法人（社会福祉法人大樹）のプレゼンテーション及び委員からのヒアリング （主なヒアリング内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援センターの必要性をどのように捉えているのか。 ・ 鶴見区へのこだわりの理由は何か。 ・ 自立生活アシスタント事業を実施するにあたって、考えていることは何か。 ・ 精神障害者の家族支援について、どのような考え方をしているのか。 ・ アウトリーチ型事業について、どのような考え方をしているのか。 ・ 指定管理料のうち、所長の人件費を低く見積もっているが、意味するものは何か。 ・ 食事の材料費はどのように見積もっているのか <p>3 採点表確定に向けた意見交換 （主な意見） （総論）</p>

- ・ どの団体もそれぞれの特長を活かした提案内容となっているため、評価にあたっては、甲乙付けがたいものであった。
- ・ その中でも、社会福祉法人横浜市社会福祉事業協会については、指定管理期間（10年間）の趣旨をとらえ、事業ごとの長期計画が具体的な提示された点がとても優れていると感じた。
- ・ 他の3法人についても、地域で果たすべき役割を各法人の使命として重くとらえられていることに頼もしさを感じた。

（社会福祉法人横浜社会福祉協会の応募提案に対して）

- ・ 今までの施設運営経験に基づくきめ細かなレポートより豊富な事業提案であり、具体性・実現性はとても高く評価できる。
- ・ 長期的な視野に立った計画が乏しいように見受けられた。
- ・ 同法人が運営する合築施設との連携について、日常的な施設運営や施設機能の有効活用などメリットは大きいと思われるが、ややもすると自己法人の所有施設のみで全てを対応しようとする姿勢が感じられ、他の法人との連携という点について不安を感じた。
- ・ 他区の生活支援センターの事例から、法人間で協力することで優れた取組みに発展することもある。

（社会福祉法人横浜市社会事業協会の応募提案に対して）

- ・ 10年間という長期にわたる指定管理期間とした趣旨を十分に把握し、無理のない段階的な発展が望める長期計画が立てられている。
- ・ 専門性・多様性が感じられる提案であり、ひとつ一つの事業説明に説得力があった。
- ・ 鶴見区を活動の中心としてきた法人ではないが、鶴見区の事情をよく把握していると感じた。
- ・ よりきめ細かな具体的な事業提案があればさらに良かった。

（特定非営利活動法人ばれっとの会の応募提案に対して）

- ・ 地元に着した活動・実績には目を見張るものがある。
- ・ 生活支援センターという大型の施設運営にあたっては、現時点での法人基盤の弱さは否めず、経営面での不安が感じられた。
- ・ まさに現場そのものからの提案であり、その熱意は高く評価できる。

（社会福祉法人大樹の応募提案に対して）

- ・ 相談支援に焦点を当てた提案であり、その主張はとても理解しやすく共感できるものであった。
- ・ 地域への強いこだわりが感じられる提案であり、特に地域における支援という点で、これまでの実績は高く評価できる。
- ・ ただし、精神障害者への支援という面では、やや経験不足であると見受けられる。精神障害者支援に関して、さらなる経験の蓄積を期待したい。

4 指定候補者及び次点候補者の選定

各委員より評価基準項目による採点を行い、得点の高い順に応募法人の順位をつけた。

各委員の採点結果ごとに、応募法人の得点をつけた。(1位の法人に1点、4位の法人は4点。)

得点を委員全員について集計した結果、最も得点が低かった社会福祉法人横浜市社会事業協会を指定候補者に、次に低かった社会福祉法人横浜社会福祉協会を次点候補者に選定した。

5 審査総評意見交換

審査総評については「3 採点表確定に向けた意見交換」で出た意見を事務局で集約することとした。